

地方公務員等共済組合法の一部改正による共済組合制度の適用拡大について

地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和4年10月1日から会計年度任用職員および再任用短時間勤務職員について、一定の要件を満たす場合に共済組合の短期給付および福祉事業が適用される短期組合員として、組合員資格を取得することになりました。

また、臨時的任用教職員（産育代・期限付）は、従前の一般組合員から短期組合員へ組合員種別が変更となり、長期給付（年金）事業については、第3号厚生年金（公務員厚生年金）から第1号厚生年金（一般厚生年金）へ変更になりました。



一般組合員と短期組合員とは

「一般組合員」

正規採用の教職員および再任用フルタイム職員

共済組合制度

- 長期給付（第3号厚生年金）
- 短期給付
- 福祉事業

「短期組合員」

時間講師や非常勤職員等で一定の要件を満たす職員

第1号厚生年金加入

共済組合制度

- 短期給付
- 福祉事業

短期組合員資格取得の要件

短期組合員資格取得の要件は下記のとおりです。

- 1 非常勤職員のうち、常勤職員の勤務時間（7時間45分）で月18日以上勤務を要する者*
- 2 週の所定勤務時間および所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の者で2か月を超えて使用が見込まれる者
- 3 週の所定勤務時間または月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の者で以下のア～エの条件をすべて満たす者
 - ア 週の所定勤務時間が20時間以上
 - ウ 月額賃金が8.8万円以上
 - イ 2か月を超えて使用されること
 - エ 学生でないこと
- 4 地方公務員等の規定により2か月を超えて臨時的に任用された者（期限付任用教員、産休・育休代替教職員）

※ 1の組合員が引き続き12日以上勤務をした場合、13月目の初日から一般組合員となります。

75歳以上の組合員に対する組合員番号について

75歳以上の組合員は、後期高齢者医療制度へ加入しているため、公立共済の組合員証が交付されません。「組合員番号」は各種手続で必要となりますので、不明の場合は所属所の担当者にお尋ねください。

短期組合員の国民年金3号被保険者手続について

短期組合員の20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合、一般組合員と同様に配偶者の被扶養者認定申告書とともに「国民年金第3号被保険者関係届」を公立共済へ提出してください。

法改正により公立共済へ移行した方の任意継続組合員加入について

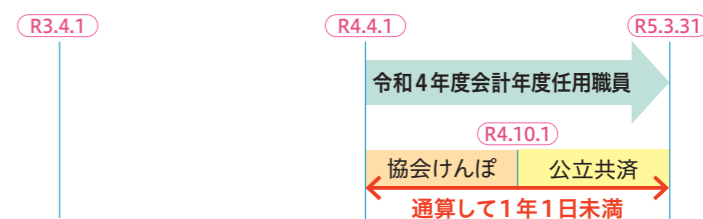
法改正により、令和4年10月1日に公立共済へ移行した組合員が、退職する際に任意継続組合員制度への加入を希望する場合、協会けんぽの加入期間と公立共済の組合員期間を通算して、退職日までに1年1日以上の期間があれば、加入を行うことができます。

任意継続組合員の加入手続（事前受付）については、P13【任意継続組合員の事前受付を行います】を参照してください。

例1 | 加入できる場合



例2 | 加入できない場合



問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎ 03-5320-6826